

関市告示第 6 号

関市介護事業等物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 月 7 日

関市長 山 下 清 司

関市介護事業等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、食料品、電気、ガス料金等の高騰により著しい影響を受ける市内の介護事業等を行う事業者に対して関市介護事業等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、持続的なサービスの提供を支援し、安定的な施設運営の継続を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「介護事業等」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3号及び第3項第4号に規定する社会福祉事業その他の市長が適當と認める高齢者等の福祉を目的とする事業をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、令和7年12月1日（以下「基準日」という。）時点で市内に事業所を有し、かつ、当該事業所で介護事業等を行っている者とする。ただし、基準日から第5条第1項の規定による支援金の申請をする日に間に災害その他やむを得ない事由によらず介護事業等を廃止し、又は休止（予定を含む。）する者を除く。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表に定める額とする。

(支援金の交付申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年2月13日までに関市介護事業等物価高騰対策支援金交付申請書（別記様式

第1号)に支援金額算定調書(別記様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付するかどうかを決定し、関市介護事業等物価高騰対策支援金交付(不交付)決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知する。
- 3 市長は、前項の規定による支援金の交付決定について条件を付けることができる。

(支援金の交付等)

第6条 前条第2項の規定により、支援金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該通知を受けた後速やかに関市介護事業等物価高騰対策支援金請求書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは支援金を交付するものとする。

(支援金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定者が第3条に規定する支援金の交付対象者の要件を満たさなくなつたことが明らかになったとき。
 - (2) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。
 - (3) 交付決定者が偽りその他不正の行為により支援金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
 - (4) その他市長が支援金の交付を適當でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市介護事業等物価高騰対策支援金交付決定取消(返還)通知書(別記様式第5号)により交付決定者に通知する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年1月7日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支給決定をした支援金に係る第7条の規定の適用については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1 対象となる事業所	2 金額（1事業所当たり）
入所サービスを提供する施設等 ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・短期入所生活介護事業所 ・短期入所療養介護事業所（みなし指定を除く。） ・特定施設入居者生活介護事業所 ・地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービス） ・看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービス） ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・軽費老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅	定員20人未満 光熱費42,150円に食材料費として54,000円を加えた額
	定員20人以上40人未満 光熱費126,450円に食材料費として162,000円を加えた額
	定員40人以上60人未満 光熱費210,780円に食材料費として270,000円を加えた額
	定員60人以上80人未満 光熱費295,080円に食材料費として378,000円を加えた額
	定員80人以上100人未満 光熱費379,410円に食材料費として486,000円を加えた額
※空部屋、空床を利用したサービスについては交付の対象外とする。	定員100人以上 光熱費463,710円に食材料費として594,000円を加えた額
※定員は、令和7年12月1日時点の定員数とする。	

<p>通所サービスを提供する施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所 ・地域密着型通所介護事業所 ・通所リハビリテーション事業所（みなし指定を除く。） ・認知症対応型通所介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービス） ・看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービス） 	<p>光熱費 45,930円に食材料費として31,500円を加えた額</p> <p>※ただし、食事提供を実施していない事業所は食材料費の支援は不可とする。</p>
<p>訪問サービスを提供する施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所 ・訪問介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・訪問看護事業所（みなし指定を除く。） ・訪問リハビリテーション事業所（みなし指定を除く。） ・小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービス） ・看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービス） ・福祉用具貸与福祉用具販売事業所（登録済に限る。） ・定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・地域包括支援センター 	<p>光熱費 14,250円</p>

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

関市長様

所在地

法人名

代表者職・氏名

電話番号

担当者名

関市介護事業等物価高騰対策支援金交付申請書

関市介護事業等物価高騰対策支援金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

支援金交付申請額 金 _____ 円

(内訳)

事業区分	事業所数	支援金額
入所系		円
通所系		円
訪問系		円

関係書類

- ・支援金額算定調書

別記様式第3号（第5条関係）

関市指令 第 号

所在地

法人名

代表者氏名

様

関市介護事業等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった関市介護事業等物価高騰対策支援金の交付につきましては、次のとおり決定しましたので、関市介護事業等物価高騰対策支援金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

年 月 日

関市長 印

決 定 の 内 容	交付・不交付
支 援 金 の 額	円
不 交 付 の 理 由	
備 考	

注意事項

交付決定者が関市介護事業等物価高騰対策支援金交付要綱第3条に規定する支援金の交付対象者の要件を満たさなくなったことが明らかになったとき、交付決定者がこの告示の規定に違反したとき、交付決定者が偽りその他不正の行為により支援金の交付決定を受けたことが明らかになったときその他市長が支援金の交付を適当でないと認めたときは、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させことがあります。

別記様式第4号（第6条関係）

年 月 日

関市長様

所在地

法人名

代表者職・氏名

電話番号

担当者名

関市介護事業等物価高騰対策支援金請求書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市介護事業等物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、関市介護事業等物価高騰対策支援金交付要綱第6条第1項の規定により請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 出張所
預貯金種別	普通・当座	口座番号 記号番号
フリガナ		
口座名義人		

別記様式第5号（第7条関係）

関市指令 第 号

所在地

法人名

代表者氏名 様

関市介護事業等物価高騰対策支援金交付決定取消（返還）通知書

次のとおり、 年 月 日付け関市指令 第 号に

よる関市介護事業等物価高騰対策支援金の交付の決定の全部（一部）を取り消した
より交付した関市介護事業等物価高騰対策支援金の全部（一部）の返還を決定した

ので関市介護事業等物価高騰対策支援金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

関市長 印

取消し・返還の内容			
取消し・返還の理由			
返還額	円	返還期限	年 月 日